

## 建設工事及び建設事業に直接関係する業務委託にかかる契約保証金について (お知らせ)

平成 27 年 3 月 19 日  
今治市総務部契約課

現在、契約課が発注する建設工事及び建設事業に直接関係する業務委託（以下「建設工事等」という。）について、契約の保証の要、不要については、入札公告又は指名通知書（見積依頼書を含む。）において、入札参加者の皆様に入札案件ごとにお知らせしてきましたが、平成 27 年 4 月 1 日以降、契約の保証の要、不要については下記のとおりとし、入札案件ごとに通知しませんのでお知らせします。

### 記

#### 1 契約の保証の要、不要について

契約の保証は、これまでどおり予定価格（税込）300万円以上の建設工事等についてもとめます。

※ 契約保証の納付等、落札決定後の契約等の手続き及び注意事項については、契約課ホームページに掲載しています「契約課が発注する建設工事及び業務委託にかかる落札決定後の契約等の手続きについて（お知らせ）」をご覧ください。